

“同じ環境”で共に学び・共に育つ 「インクルーシブ教育」の新たな展開

「分けない」教育

俳優の奥山佳恵さんには美良生さんというダウン症のお子さんがいます。奥山さんは美良生さんが小学校に入学する際、特別支援学校や支援学級ではなく地域の小学校の普通学級を選びました。

美良生さんの学校生活の様子を、奥山さんは東京新聞の「奥山佳恵さんの子育て日記」という連載で紹介しています。

〈奥山佳恵さんの子育て日記〉13・
「新しい学校生活」次男が心配で見学したら…いいもの見ちゃった！

(2020年7月17日付 東京新聞朝刊)



月日は流れ、この春で4年生。……下校後は私と2人で公園へ遊びに行くのが日課となり驚きました。美良生と一歩外に出ると、あちこちから声がかかるのです。

「やあ」と答える次男も、みんなの名前をちゃんと言う。関わりあっているのです。気にかけてくれたのは、最初はクラスの優しい女の子たち。学年が上がるにつれ、その輪は男子にも広がり、不思議なことに、ヤンチャな男子ほど美良生を慕ってくれる。ドラえもんでいうと、みんな映画版ジャイアン。ガキ大将なのにとびきり優しい。

公園で会い、いっしょに遊ぶ。見ていると、みんな自然と美良生のできることを考え、美良生を中心に遊んでくれているのです。私はみんなが疲れやしないか、苦痛ではないかと気遣いしばなし。回数を重ね、やっと「あ、みんなも楽しんでくれてるのかな」と思えるようになった。家に遊びに来てくれるのも恒例に。何にもできない美良生をバカにする子なんて一人もいない。みんな、ありのままの姿を受け入れてくれている。「分けない」結果が目の前の、この光景だった。

(「奥山佳恵さんの子育て日記21・ダウン症の次男をバカにする子なんて、一人もいない」より)

もちろん順風な日々ばかりではありません。様々なトラブルや学校との意見の違いもありました。奥山さんには言わないけれど、きっと先生たちにもたくさんの悩みや苦労もあったはずで。

でも、それらも含めて奥山さんは「『分けない』結果が目の前のこの光景だった」と振り返るのです。

日本では、いわゆる「健常」児は地域の普通学級、「障害」児は特別支援学校や支援学級という、別々の場で教育を受けることが一般的です。ただ、美良生さんのように地域の普通学級で共に学んでいるケースも少数ながらあります。

でもそれは簡単ではありません。保護者が「普通学級と一緒に学びたい」と要望しても、多くの場合、教育委員会から断られてしまう場合が少なくないのです。

そんな中、「美良生さんを地域の普通学級に通わせたい」「地域の子どもたちと一緒に成長してほしい」という願いを、奥山さんの住むまちの教育委員会は認めました。それはどのまちだったのでしょか。

藤沢市です。

藤沢市には市立の白浜養護学校も支援学級もありますが、同時に希望があれば障害の有無にかかわらず地域の普通学級で受け入れ、「共に学び・共に育つ」教育が以前から行われてきたのです。

全国のお大半の自治体では小学校の入学に際して「就学通知書」が送られます。この中であらかじめ「あなたのお子さんは学区の小学校、あなたのお子さんは特別支援学校」などと指定をされてしまいます。

ところが藤沢市では障害の有無にかかわらず、まず学区の小学校への就学通知書が送られます。その上で「もし特別支援学校を希望される場合はご相談ください」とされているのです。

けっして特別支援学校や支援学級を否定しているわけではありません。ただ、「どこで・誰と学ぶかは本人や保護者が選択すること」という原則を、藤沢市はずっと守り続けてきたのです。

でも、そんな自治体はごく少数派でした。

障害者権利委員会「総合所見」の衝撃

こうした中、大きな動きがありました。日本も批准した障害者権利条約は第24条で

締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度……を確保する。

と定めています。

2022年9月、この条約の履行状況を審査していた国連の障害者権利委員会は、日本政府に対して

- ・ 特別（支援）教育をやめる目的を持つこと
- ・ 普通学校への就学拒否禁止条項を設けること

などを求める「総括所見」（勧告）を公表しました。

日本は特別支援学校や支援学級を設置しており、障害のある児童生徒はそれらの学校・学級で学ぶことが一般的である。だがこれは「分離教育」であり、障害者権利条約の理念に反している……

衝撃的な勧告でした。文部科学省はただちに、「現行の『特別支援教育システム』を中止することは考えていない」と声明を発表しました。

学校現場でも戸惑いが広がりました。特別支援学校や支援学級の先生たちは、それらの場で障害のある子どもたちの教育に情熱を傾けてきました。そんな先生たちからすれば、障害者権利委員会の勧告は本意極まりないものだったでしょう。

また保護者の間でも「現状のままの普通学級に通わせるのは無理だ」という声が大半かもしれません。

もちろん国連も、ただちに支援学校や学級を廃止せよと言っているわけではありません。「目的を持つこと」とは、権利条約の求めるインクルーシブ教育を実現するための行動計画を早急に策定し、合理的配慮や教育条件整備を進めるべきだ、という意味なのです。

一方、一部の保護者や障害者団体からは「総括所見をふまえて、全ての子どもが『共に学び・共に育つ』教育を実現してほしい」という声も上がりました。

日本弁護士連合会も法律上の観点から「総括所見でインクルーシブ教育について勧告を受けたことを真摯に受け止め、学校教育の在り方を根本的に見直すべきだ」との見解を表明しました。

賛否はあるでしょう。ただ勧告が出た以上、この流れを押しとどめることはもはやできないでしょう。

藤沢市教育振興基本計画

こうした中、藤沢市教育委員会は昨年度改訂した教育振興基本計画に「**すべての子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶ『インクルーシブ教育』をより一層推進することが求められています**」と明記しました。

これは障害者権利委員会の求めたフルインクルーシブ教育をただちに実現するという意味ではありません。障害のある児童生徒の学ぶ場として普通学級、支援学級、支援学校をそれぞれ整備した上で、**どこで学ぶかは保護者の希望を最大限尊重する**、ということです。

その意味では文科省の言う「インクルーシブ教育システム」の枠内の取り組みなのです。

ただその際、障害者権利委員会の

総括所見を「国際社会から求められている」として視野に入れ、その方向に一歩でも近づけようとするものと解すべきでしょう。もちろん、**それには教育条件整備が欠かせない**のは言うまでもません。

とはいえ、今まで「共に学び・共に育つ」実践に取り組んできた現場の先生からはこんな声も聞こえます。

「普通学級で受け入れたと言っても、その子はただ『教室にいた』だけだ。これで良いのだろうか……」
真摯に取り組んできたからこそ、の悩みです。

でも、奥山さんの文章を思い出してみましょう。奥山さんは4年間の学校生活の中で美良生さんと周囲の子どもたちとの関係が深まり、互いに成長したことを何より大切に思っていました。「地域の普通学級に通う意味はそれなのだ」、と。

このことについて、東大の小国喜弘教授（藤沢市教委が講師として招聘する予定です）はこう指摘します。

「たしかにその時間の授業だけを考えれば『教室にいただけ』と見えるかもしれない。『共に学ぶ』になっていないではないか、と悩むだろう。だが『共に育つ』ことにこそインクルーシブ教育の意味があるのだとすれば、見え方は違ってくる。」

昨年開かれた日本自閉症協会の大会で、英国自閉症協会会長のキャロラインさんはこうおっしゃいました。

「幼い頃にインクルーシブ教育を受けた子どもは、多様性を受け入れ、障害のある子どもの“バディ”となる。そしてその子たちは大人になっても多様性を受け入れる大人になる。」

インクルーシブ教育は、多様性のあるインクルーシブな社会を実現する第一歩なのです。

